

法人後見支援員は本人にも法人後見団体にも心強い存在

法人後見支援員として活動されている方々は、日常生活自立支援事業の生活支援員としての経験を経て、業務に当たっています。お金の管理や郵便物の確認など、本人の暮らしを支える基本的な支援に慣れているので、とても心強い存在です。

本人と法人後見支援員との関係が構築されると、法人後見団体は法人後見支援員から本人の思いをより深くみ取って伝えてもらえるので、本人の意思を大切にしたい支援をすることができます。市民ならではの視点で本人に寄り添う役割を期待しています。

 **法人後見団体**
三条市社会福祉協議会 よしづか みやこ
吉塚 都子さん



後見人一人一人が活躍できる三条市を目指して

成年後見制度は、開始から25年が経過し広く知られるようになってきました。現在、「親族」「専門職」「法人」のほかにも、専門的な研修を受けた「市民後見人」が制度を支えています。

法人の後見業務を支援する「法人後見支援員」は、市民の目線で支援が必要な人に寄り添う対応をしています。「法人後見支援員」の力を発揮できる事案が多数あるので、ぜひ多くの方に「法人後見支援員」になっていただき、いずれは「市民後見人」となって活躍していただきたいです。

後見人一人一人が各地域で活躍し、あちらこちらに幸せの輪ができていく、そんな三条市を目指しましょう。

 **専門職後見人**
司法書士／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部所属／
三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会 委員
おおしま るみこ
大島 留美子さん



権利擁護支援者養成研修を開催します

成年後見制度の基礎知識をはじめ、制度の利用者の権利や尊厳を確保するための「権利擁護」の考え方、活動時の心構えなどを、講義や演習を通して分かりやすく学びます。特別な資格や経験は必要ありません。あなたの人生経験が、地域で暮らす誰かの安心につながります。

研修修了後は、意向により日常生活自立支援事業の生活支援員として経験を積んだ後、必要な研修を受けて、三条市社会福祉協議会の法人後見支援員として活動できます。

*事業へのニーズの状況などにより、修了後すぐに活動を開始できない場合があります。

と き 11月14日(土)、21日(土)
午前9時～午後5時
と ころ 三条市総合福祉センター
定 員 先着30人
申込期限 11月9日(月)
問い合わせ 三条市成年後見支援センター
☎47-4787



申し込みフォーム



法人後見活動を支える 法人後見支援員

成年後見制度を必要とする人の増加が見込まれる中、一人一人に寄り添った支援を続けるためには、制度を支える多様な担い手がこれまで以上に必要です。「法人後見支援員」は、定期的な訪問や見守りを通じて本人の様子や思いを把握し、社会福祉協議会などの法人後見団体と情報を共有する大切な役割を担います。経験やコミュニケーション力を生かし、本人との信頼関係を大切にしながら、本人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支えています。



法人後見支援員の活動の例



定期的な
訪問による見守り



福祉サービス利用料・
医療費などの支払い



生活費のお届け



法人後見団体への
報告

本人との信頼関係を築き必要な支援につなぐ

権利擁護支援者養成研修でさまざまな事例を学び、日常生活自立支援事業の生活支援員*を経て、現在は法人後見支援員として活動しています。以前は営業の仕事に携わっていたため、人と接する経験を生かしながら、成年後見制度の利用者と丁寧に会話を重ね、信頼関係を築くことを大切にしています。最初はなかなか話してくださらなかった方でも、訪問を続ける中で本音を話していただけるようになり、私の訪問を楽しみにしてくださることが何よりのやりがいです。人生の最後に「生きていてよかった」と思ってもらえるように、喜びも悩みも分かち合いながら、一人一人に寄り添い続けていきたいです。

*生活支援員
判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う支援員

 **法人後見支援員**
さくま
佐久間さん

